

審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要 : 法人の分割による許可証の書換え
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 規則第1条 (書換え申請書の提出)、第85条において準用する第17条 (許可証の書換えの手続)
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 14日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考 :